

## 主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人Aの負担とする。

## 理 由

被告人Aの弁護士田之上虎雄の上告趣意第一点は、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

同第二点は、違憲、違法をいうが、仮りに勾留が不当であるとしても、その一事を以て勾留中の供述調書が強制に基づくものであり又は任意性を欠くものであるといえないことは、当裁判所の判例の趣旨とするところであるから（判例集九巻四号六六三頁以下大法廷判決、同四巻九号一七五一頁以下当法廷判決参照）。所論は採るをえない。被告人B、同C、同Dの弁護士伊藤嘉信の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、その実質は単なる訴訟法違反、事実誤認の主張を出でないものであつて（所論鑑定書は昭和二八年三月二日附を以て提出された鑑定書より遺脱した分について至急鑑定書を作成し提出するよう命ぜられて追加提出したものであること記録上明白である）、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

同被告人三名の弁護士清水繁一の上告趣意第五点は、原判決に対する攻撃ではなく、従つて、適法な上告理由と認め難い。その余の論旨は、単なる訴訟法違反、事実誤認の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて同四〇八条、一八一条（被告人Aにつき）により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和三二年八月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齋	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅

裁判官 入 江 俊 郎  
裁判官 下 飯 坂 潤 夫